

警報発令・地震発生時のイベント等の実施について

令和4年5月

地域子育て支援拠点 てしまの森

いつも地域子育て支援拠点をご利用いただき、ありがとうございます。
警報が発令されたとき、地震が発生したときの対応について、
下記の通りお知らせいたします。



<警報が発令されたとき>

池田市もしくは池田市を含む地域において警報（**特別警報・暴風警報**）が発令されている場合は、下表の通り対応いたします。

	講座・イベントなど	広場利用
午前9時の時点で、 警報が発令中の場合	中止	
午前9時以降に 警報が発令された場合	警報が発令された時点で中止 ※ただし、市民の安全を考慮し、天候やその他交通機関の運行状況などから、施設内での一時待機を促す場合があります。	
午前9時以降に 警報が解除された場合	中止	利用開始

<地震が発生したとき>

- ・震度5以上の地震が発生した時点で、すべての事業を中止します。
 - ・震度5未満であっても、建物の被害状況、道路状況により中止する場合があります。
 - ・事業の再開については、施設の被害状況を確認し、安全が確保できた施設から順次再開します。
- ※ただし、市民の安全を考慮し、天候やその他交通機関の運行状況などから、施設内での一時待機を促す場合があります。

【備考】

講座やイベントなどを中止している場合でも、電話相談や問い合わせ対応は通常通り行っていますので、遠慮なくご連絡ください。

お問い合わせ：地域子育て支援拠点 てしまの森（Tel.072-743-9014）